

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

適格退職年金ってなあに？

Q：適格退職年金とは、どのようなしくみになっているのでしょうか。

A：適格退職年金とは、企業年金制度の1つで、生命保険会社や信託会社等が受託して実施する制度です。

【解説】

適格退職年金制度とは、生命保険会社等が受託して実施する制度で、生命保険会社等の受託会社との契約内容が、法人税法施行令に定める適格要件を満たし、かつ、国税庁長官の承認を受けたものを適格退職年金契約といいます。

法人は退職金の原資を社外の受託会社に掛金等として拠出し、受託会社はその資金の運用をし、その法人に退職者がいた場合には、受託会社は企業年金契約に基づく年金又は一時金をその退職者に給付するしくみになっています。

適格退職年金制度のメリットとしては、次のことが挙げられます。

(1)法人のメリット

- ①退職金給与の費用を各年度で平準化して負担できる
- ②優秀な人材の確保ができる
- ③税制上、法人が負担する掛金は全額損金になる

(2)社員のメリット

- ①退職年金の資金が社外に確保されるため、退職金給付が確実になる
- ②運用収益により将来の退職金給付の改善が期待できる

